

重要事項説明書

(介護保険)

アイホープ訪問看護ステーション

訪問看護サービス及び介護予防訪問看護サービス重要事項説明書

この「重要事項説明書」は「大阪市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成 25 年大阪市条例第 31 号)」の規定に基づき、指定介護予防訪問看護サービス提供契約締結に際して、ご注意頂きたいことを説明するものです。

1. 法人・事業所の概要

(1) 法人の概要

法人名	アイホープ株式会社	代表者	多賀 一哉
-----	-----------	-----	-------

(2) 事業所の概要

事業所名	アイホープ訪問看護ステーション
所在地	大阪市城東区今福東 2-7-20 プラザフォーチュン 301
指定事業所番号	2764490575
管理者	谷川拓也
連絡先	電話番号 :06-6185-7720 FAX : 06-6185-7721
サービス提供地域	大阪市内、守口市、大東市 それ以外の地域は応相談

(3) 事業の目的

事業の目的	居宅において、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指す訪問看護の提供を確保することを目的とします。
運営の方針	<ul style="list-style-type: none">・関係市町村、地域内の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとします。・在宅療養者の生活に質を維持、向上するために必要な看護サービスを計画的に提供しそのサービスの提供にあたっては、利用者及び家族の意思を尊重します。・医療依存度の高い在宅療養者の訪問看護ニーズに積極的に対応し、医師の指示に基づき質の高い看護サービスを提供します。・質の高い看護サービスが提供できるよう、職員教育を推進し、サービスの品質管理に努めます。

(4) 職員体制

(単位:人)

職種	常勤	非常勤	計	備考
管理者	1	0	1	
訪問看護師	2	0	2	
理学療法士	1	0	1	
合計	4	0	4	

(5) 営業日及びサービス提供時間

営業日	月・火・水・木・金 (土日祝と、12月30日から1月3日までを除く)
営業時間	午前9時から午後6時00分まで

※ご利用者様状況に応じて、必要な場合には営業時間以外での訪問看護活動を行っています。

2. サービス内容

1)利用者個々に訪問看護計画を作成し、以下の看護サービスを提供します。

- ① 心身の状態の観察
- ② 日常生活の看護(清潔・排泄・食事・服薬など)
- ③ 療養生活や介護方法の助言や提案
- ④ 本人、ご家族の思いを傾聴、精神的支援
- ⑤ カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護
- ⑥ 生活用具や在宅サービス利用についての相談
- ⑦ 終末期の看護
- ⑧ 訪問看護師に代わり専門的なりハビリを提供。理学療法士、作業療法士、言語聴覚士。

3. 看護職員の禁止行為

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑤ 利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動その他迷惑行為

4. サービス利用料及び利用者負担金

1)利用者負担金は、別紙料金表の通りです。サービス提供にあたり利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道などの費用は、利用者のご負担となります。

2)お支払いについては、原則口座振替となります。現金でのお支払い希望の方はご相談下さい。

5. キャンセル料について

キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。	
	前日の午後5時30分までのご連絡の場合	キャンセル料なし
	当日の訪問で不在の場合	2000円

6. サービス提供の記録等

1)サービスを提供した際には、訪問看護記録書を作成致します。訪問看護記録書その他の記録はサービス終了後5年間は適正に保管します。利用者の求めに応じて閲覧に供し、又はその写しを交付します。

7. 保険証などについて

- 1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者証などに変更があった場合は速やかにお知らせください。マイナンバーカードなどによる電子保険証のオンライン資格確認を同意に基づき行います。

8. 訪問看護指示書について

- 1) 訪問看護の利用には、主治医からの訪問看護指示書が必要です。

9. 訪問看護計画書について

- 1) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画」または介護予防支援事業者が作成した介護予防サービス計画書に基づき、主治医の指示並びに利用者の心身の状況、また利用者や家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたします。

10. サービス提供について

- 1) 上記 2 サービス内容に記載するサービスの範囲を超えたサービス要求はお断りします。
- 2) 職員への暴言・暴力・ハラスメントにより、サービスの中断や契約を解除する場合があります。
- 3) 見守りカメラの設置を含む職員を撮影する際は事前にお伝えください。
- 4) 訪問日に悪天候、交通渋滞、緊急対応、職員事情等により予定日や時間の変更等をお願いする場合がございます。

11. 衛生管理及び感染対策について

- 1) 看護師等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- 2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- 3) 事業所における感染症等の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、従業者に周知徹底しています。
- 4) 事業所における感染症等の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- 5) 従業者に対し、感染症等の予防及びまん延防止の研修及び訓練を年1回以上実施します。
- 6) 衛生管理等の適正化に関する担当者を選定しています。

12. 虐待・身体拘束の防止について

事業者は利用者等の人権の擁護・虐待防止等のため、次に掲げる必要な措置を講じます。

- (1) 虐待等に対する相談窓口を設置し、利用者の人権擁護・虐待等の防止に努めます。
- (2) 事業者はサービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等利用者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに利用者が住所を有する市町村に連絡を取り、必要な処置を講じます。
- (3) 虐待防止の為の指針の整備をします。
- (4) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について事業所内で周知徹底します。
- (5) 虐待防止の為の研修会を年に1回以上実施します。
- (6) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

責任者: 谷川拓也

13. 業務継続計画の策定等について

- 1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護サービスの提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

- 2)事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとします。
- 3)事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

14. 秘密保持

事業所及び訪問看護師は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。但し、居宅サービス計画を作成するにあたり、サービス事業者が開示しなければならない情報については、事前に利用者又はその家族から文書で同意を得るものとします。

15. 緊急時における対応方法

- 1)サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告します。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じます。

16. 事故発生時の対応

- 1)サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、損害賠償を行います。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合にはこの限りではありません。なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上火災保険株式会社
保険名	訪問看護事業者賠償責任保険
補償の概要	事業者の責に帰すべき損害の賠償

17. 相談窓口、苦情対応

当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応致します。

電話番号	06-6185-7720	FAX 番号	06-6185-7721
担当者	谷川拓也		

相談・苦情については、管理者及び担当者が対応します。把握した状況を管理者、関係者とともに検討を行い、対応を決定する。対応内容にもとづき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うと共に、利用者へ必ず対応方法を含め、結果報告する。

大阪市及び大阪府国民健康保険団体連合会においても苦情申し立て等ができます。

大阪府国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談	所在地:大阪市中央区常盤町1丁目3番8号 中央大通FNビル内
	電話番号:06-6949-5418
	FAX 番号:06-6949-5363
大阪市社会福祉協議会	所在地:大阪市天王寺区東高津町12-10 市立社会福祉センター内
	電話番号:06-6765-5601

18. 重要事項説明の年月日

重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
---------------	---	---	---

上記内容について利用者に説明を行いました。本書交付を証するため、本書 2 通を作成し、契約者・事業者が記名捺印の上、各 1 通を保有するものとします。

事業者	法人名	アイホープ株式会社
	代表者名	多賀 一哉 [Ⓣ]
	事業所名	アイホープ訪問看護ステーション
	所在地	大阪市城東区今福東2-7-20プラザフォーチュン 301
	管理者名	谷川 拓也
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から受け内容について同意の上、交付を受けました。

利用者	住所	
	氏名	
代理人	住所	
	氏名	続柄: